

釧路湿原自然再生協議会の委員募集について

釧路湿原自然再生協議会運営事務局

北海道釧路総合振興局

国土交通省北海道開発局釧路開発建設部

環境省釧路自然環境事務所

林野庁北海道森林管理局

釧路湿原森林ふれあい推進センター

さっぽろ自然調査館

1. 設立趣旨

釧路湿原はわが国最初のラムサール条約登録湿地であり、タンチョウやキタサンショウウオをはじめとする多様な野生生物の貴重なすみかとなっています。しかし、流域の経済活動の拡大に伴い湿原面積が著しく減少し、湿原植生もヨシ・スゲ群落からハンノキ林への急激な変化が進みました。

このような変化は自然の推移をはるかに超える速さで進行したため、関係省庁や自治体、地元NPOなどが、この貴重な湿原を次の世代へ継承するため、さまざまな取り組みを進めているところです。

平成15年1月に、自然再生推進法が施行され、4月には自然再生基本方針が決定されました。これにより釧路湿原における自然再生の取り組みも、この法律に基づき実施することとなりました。

「釧路湿原の河川環境保全に関する提言」を踏まえ、これまで実施してきた自然再生事業を今後さらに効果的に実施するため、地域住民、NPO、NGO、地方公共団体、関係行政機関、専門家などで構成する「釧路湿原自然再生協議会」(以下、「協議会」という。)を設立し、関係機関の連携を強めるとともに、地域の多様な主体の参加による合意形成と事業実施をこれまで以上に進めたいと考えています。

2. 構成

協議会は、以下の方々によって構成されます。

- (1) 自然再生事業を実施しようとする者
- (2) 地域住民、NPO等、自然環境に関し専門的知識を有する者、土地所有者等その他の自然再生事業又はこれに関連する活動に参加しようとする者
- (3) 関係行政機関及び関係地方公共団体

3. 協議会の役割とこれまでの取り組み経緯

協議会は平成15年11月15日に設立されました。また、協議会設置要綱第10条に基づき、協議会には7つの小委員会が設置されました。第12期からは小委員会を3つに再編成の上、議論を継続しています。これまでに、協議会は31回、小委員会はそれぞれ14～40回開催され、釧路湿原の自然再生の取り組みの考え方・全体的な方向性を示す「釧路湿原自然再生全体構想」を策定し、各主体者の事業の「実施計画(案)」や、表1-1の具体的な取り組みなどについて協議してきました。

釧路湿原自然再生協議会の役割

- (1) 釧路湿原自然再生全体構想の作成
- (2) 自然再生事業実施計画案の協議
- (3) 自然再生事業の実施に係る連絡調整
- (4) その他必要な事項の協議

小委員会の役割

- (1) 実施計画案の内容の協議
- (2) 実施計画に基づくモニタリング結果についての協議
- (3) その他必要な事項の協議

表 1-1 各小委員会の検討内容

No	小委員会名	検 討 内 容
①	生態系再生 小委員会	・ 湿原、河川、森林の自然再生による生物の生息・生育・繁殖の場の保全・再生に関する実施計画、実施状況及びモニタリング結果等
②	土砂流入・水循環 小委員会	・ 水循環・物質環境の解明に基づく湿原再生方策並びに土砂流入抑制に関する実施計画、実施状況及びモニタリング結果の検証等
③	みんなの湿原 小委員会	・ 釧路湿原自然再生の情報発信、環境教育・市民参加、観光・地元産業との連携による地域振興等

4. 参加案内

「釧路湿原自然再生協議会」は、12 期目の現在、125 名の参加により運営されています。

このたび設置要綱に基づき、12 期目(後期)の協議会委員を募集いたします。

第 12 期委員(後期)の任期は令和 7 年 11 月 15 日から令和 8 年 11 月 14 日までの 1 年間です。本協議会へ参加していただき、釧路湿原の自然再生活動の推進にご協力をお願いいたします。

釧路湿原の保全と再生を進め、子どもたちにこの素晴らしい湿原を残すため、皆さんの理解と協力をお願いいたします。

5. その他

(1) 今後のスケジュール

令和 7 年 11 月 7 日(金) : 第 12 期(後期)協議会構成員 募集締め切り

令和 8 年 2~3 月頃 : 第 32 回協議会の開催(釧路市内を予定)

(2) 釧路湿原の自然再生事業に関する詳しい情報源

・ 釧路湿原自然再生協議会ホームページ

<https://www.hkd.mlit.go.jp/ks/tisui/qgmend0000003ppq.html>